

香川県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

香川県公報発行規則の一部を改正する規則

香川県公報発行規則（昭和36年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲載の手続)</p> <p>第5条 県報に掲載を行おうとする場合には、発行日の4日（休日条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、その原稿（<u>その内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。</u>）を総務学事課長に提出しなければならない。</p>	<p>(掲載の手続)</p> <p>第5条 県報に掲載する事項は、発行日の4日（休日条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに、その<u>原議書に原稿を添えて</u>総務学事課長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。